

地方分権改革推進本部（第8回会合） 議事録

日 時 平成27年7月14日（火） 8時10分～8時20分

場 所 官邸4階大会議室

議 題 1 第5次地方分権一括法の施行等について
2 平成27年の地方分権改革に関する提案募集の取組について

出席者 安倍内閣総理大臣、麻生副総理、高市総務大臣、上川法務大臣、岸田外務大臣、下村文部科学大臣、林農林水産大臣、宮沢経済産業大臣、太田国土交通大臣、望月環境大臣、中谷防衛大臣、菅内閣官房長官、竹下復興大臣、山谷国家公安委員会委員長、有村内閣府特命担当大臣、山口内閣府特命担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣、石破内閣府特命担当大臣、遠藤国務大臣、永岡厚生労働副大臣、加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、杉田内閣官房副長官、平内閣府副大臣、小泉内閣府大臣政務官、古谷内閣官房副長官補、松山内閣府事務次官、井上内閣府審議官

（石破大臣）ただいまから、地方分権改革推進本部第8回会合を開催します。

はじめに、総理から御挨拶をいただきます。

（安倍内閣総理大臣）地方分権改革は、地方創生の極めて重要なテーマであります。「地方創生元年」である本年、さらに強力に進めて行かなければなりません。

「地方の声に徹底して耳を傾ける」、「熱意ある地方の創意工夫を全力で応援する」、これが安倍内閣の地方分権改革であります。

6月に成立した第5次地方分権一括法では、長年、地方からの実現要望が非常に強かった農地転用許可権限の移譲をはじめ、多くの地域課題を解決し、地方分権改革は大きく前進しました。関係各位の御努力を多とし、厚く御礼を申し上げます。今後は、法の円滑な施行、運用に向けて万全を期していただきたいと思っております。

本年の提案募集においても、より具体的な地域の課題について、現場の生の声が寄せられています。

関係大臣におかれては、「地方の発意による、地方のための改革」となるよう、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、提案の最大限の実現へ向け、強力なリーダーシップを発揮していただくようお願いを申し上げます。

（報道退室）

（石破大臣）それでは、議事に入ります。本日の議題は、①第5次地方分権一括法の施行等について、②平成27年の地方分権改革に関する提案募集の取組についてであります。

まず、議題1につきまして、私から御説明申し上げます。

平成26年の提案募集の取組につきましては、本年1月30日に、この本部及び閣議において「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を決定し、それに基づき、長年の地方の懸案でありました「農地転用許可権限の移譲」の実現を含みます「第5次地方分権一括法」が本通常国会で成立したところであります。

本法律及び閣議決定に基づき、多くの事務・権限が、国から地方、都道府県から市町村に移譲され、また、地方に対する義務付け・枠付けが見直されているところであります。

このため、各地方公共団体におきましては、事務・権限の移譲に伴う準備や条例制定の対応が必要となります。

関係大臣におかれましては、①政省令等の速やかな整備、②いわゆる手挙げ方式を採用した場合の地方公共団体の指定、③地方公共団体や関係団体等への情報提供、④移譲された事務・権限を円滑に執行するための確実な財源措置、⑤事例集・マニュアルの整備や技術的助言、研修の実施や職員の派遣等、適切な執行に向けた丁寧な支援などについて、適切に対応いただくよう、お願いを申し上げます。

以上申し上げました議題1につきまして、御意見等のある方は御発言をお願いいたします。

(石破大臣) はい、よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、次に、議題2について御説明申し上げます。

地方からの提案募集につきましては、昨年の取組で、地方の事例に即した提案について、有識者の客観的な議論をいただき、制度改正や運用改善により地域課題の解決を図る仕組みが確立しました。

本年の提案募集につきましては、3月23日から6月10日とできるだけ期間を確保し、地方から、地方創生関連など、334件の御提案をいただきました。

今後、提案募集検討専門部会等における議論、関係府省との調整を進め、政府としての対応方針を、年末までに決定し、法令改正等所要の措置を講じることとしたいと考えております。

これに併せまして、1月の閣議決定で、本年検討するとしている事項につきましても、フォローアップを行います。

政府としては、地方分権を積極的に前進させるという立場から、地方からの提案の趣旨を十分尊重し、想定される課題を克服した上で、実現に向けて議論を進めるという姿勢を堅持しなければなりません。

その上で、仮に提案に実現困難な部分がある場合には、その理由を、制度を所管する関係府省が具体的な根拠を示し、明確かつ迅速に説明し、地方側の納得をいただく必要があります。

また、現行規定で対応可能という場合にも、通知等で明確に示し、丁寧に説明することが必要であります。

関係大臣におかれましては、地方からの提案の最大限の実現に向け、さらにリーダーシップを発揮していただきますよう、お願い申し上げます。

併せて、地方の長年の懸案であるハローワークにつきましては、6月30日の地方分権改革有識者会議において、地方側より、これまでの取組の成果と課題の検証について報告があったところであります。今後、1月の閣議決定を踏まえ、成果と課題の検証等について、議論を進めてまいります。

以上が、議題2に関する説明であります。御意見等のある方は御発言願います。

(石破大臣) よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、以上で、地方分権改革推進本部の第8回会合を終了いたします。ありがとうございました。

(以上)

(速報のため事後修正の可能性あり)